

基幹技能者の適正評価及び有効活用に
関する要望について

平成 22 年 2 月
基幹技能者制度推進協議会

<< 目 次 >>

1. 基幹技能者について・・・2
 - (1) 基幹技能者の確保・育成の意義・・・2
 - (2) 基幹技能者の役割・・・2
 - (3) 基幹技能者制度の経緯・・・2
 - (4) 登録基幹技能者制度について・・・2
2. 基幹技能者の適正評価及び有効活用に関する要望事項・・・5
 - (1) 要望事項・・・5
 - (2) 期待される効果・・・5
3. 公共発注者の基幹技能者活用の事例等・・・6
 - (1) 長崎県の取組状況・・・6
 - (2) 福井県の取組状況・・・6
 - (3) 中部地方整備局の取組状況・・・6
 - (4) 北海道開発局の取組状況・・・6
 - (5) UR 都市機構(独立行政法人都市再生機構)における取組状況・・・7
 - (6) 近畿地方整備局の取組状況・・・7
4. 参考資料・・・8
 - (1-1) 登録基幹技能者の都道府県別集計・・・8
 - (1-3) 基幹技能者の都道府県別集計・・・10
 - (2) 基幹技能者関連 WEB サイト・・・12
 - (3) 平成21年度 登録基幹技能者実態調査 アンケート調査集計結果(速報・抜粋版)・・・13
 - ① アンケート調査票(抜粋)・・・14
 - ② アンケート調査結果(抜粋)・・・20
 - (4) 登録基幹技能者データベース・・・27
 - (5) 「建設技能者の人材確保・育成に関する提言」・・・28
 - (6) 報道資料等・・・29
 - (7) 関連資料・・・32

1. 基幹技能者について

(1) 基幹技能者の確保・育成の意義

建設産業において、生産性の向上を図るとともに、品質、コスト、安全面で質の高い施工を確保するためには、建設現場で直接生産活動に従事する技能労働者、とりわけその中核をなす職長等の果たす役割が重要です。

このため、職長等を中心とした技能労働者の中から、適切な施工方法、作業手順についての提案・調整、一般技能者に対する効率的な指揮指導を行うことが出来る者を「基幹技能者」として位置づけ、その確保・育成・活用を促進することにより、建設生産現場の生産性の向上・建設生産物の品質の確保を図ることとしています。

(2) 基幹技能者の役割

基幹技能者の役割は概ね次の業務を内容とし、建設現場における直接の生産活動において中核的な役割を担っています。

- ① 現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等
- ② 現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成
- ③ 生産グループ内の技能者に対する施工に係る指示、指導
- ④ 前工程・後工程に配慮した他の職長との連絡・調整

(3) 基幹技能者制度の経緯

基幹技能者の資格制度については、旧建設省が平成 7 年 4 月に策定した「建設産業政策大綱」において『新しい技能者像』として基幹技能者を重点的に確保育成できるようにすることが求められ、平成 8 年に「建設産業人材確保・育成推進協議会」において策定された「基幹技能者の確保・育成・活用に関する基本指針」に基づき、関係する専門工事業団体により、自主的に運営する民間資格として整備が進められてきました。

その後、建設生産をめぐる状況の大きな変化のなか、各職種の基幹技能者の認定方法等について協議・確認し、当面する諸課題について検討するため、基幹技能者制度を運営している専門工事業団体を主体とし、総合工事業者、学識経験者及び行政担当者も参画する「基幹技能者制度推進協議会」が平成 18 年 7 月に設立されています。

更に平成 19 年 6 月にとりまとめられた「建設産業政策 2007-大転換期の構造改革-」において、「ものづくり産業を支える『人づくり』の推進」の施策として、「基幹技能者に対する経営事項審査の検討」が掲げられています。

(4) 登録基幹技能者制度について

平成 19 年に中央建設業審議会において、「法令に基づく制度化を前提に、基幹技能者を優遇評価」することが承認され、また、基幹技能者制度推進協議会においても実務経験年数や基幹技能者の高度な作業能力を担保するための条件整備が図られ、平成 20 年 1 月に建設業法施行規則が改正され、従来の民間資格であった基幹技能者は、新たに「登録基幹技能者制度」として位置付けられることとなりました。従って、同年 4 月以降に国土交通大臣が登録した機関が実施する登録基幹技能者講習の修了者は、登録基幹技能者として認められ、経営事項審査においても評価の対象とされています。

図表-1 登録基幹技能者講習の登録状況

(平成 21 年 11 月 27 日現在)

No	登録基幹技能者講習の種類	登録基幹技能者講習実施機関	登録年月日 (登録番号)	基幹的な役割を担う (実務経験を有する) 建設業の種類
1	登録電気工事基幹技能者	(社) 日本電設工業協会	H20.5.13 (登録番号 1)	電気工事業、電気通信工事業
2	登録橋梁基幹技能者	(社) 日本橋梁建設協会	H20.7.17 (登録番号 2)	鋼構造物工事業、とび・土工工事業
3	登録造園基幹技能者	(社) 日本造園建設業協会 (社) 日本造園組合連合会	H20.7.17 (登録番号 3)	造園工事業
4	登録コンクリート圧送基幹技能者	(社) 全国コンクリート圧送事業団体連合会	H20.7.18 (登録番号 4)	とび・土工工事業
5	登録防水基幹技能者	(社) 全国防水工事業協会	H20.8.19 (登録番号 5)	防水工事業
6	登録トンネル基幹技能者	(社) 日本トンネル専門工事業協会	H20.9.1 (登録番号 6)	土木工事業、とび・土工工事業
7	登録建設塗装基幹技能者	(社) 日本塗装工業会	H20.9.1 (登録番号 7)	塗装工事業
8	登録左官基幹技能者	(社) 日本左官業組合連合会	H20.9.1 (登録番号 8)	左官工事業
9	登録機械土工基幹技能者	(社) 日本機械土工協会	H20.9.17 (登録番号 9)	土木工事業、とび・土工工事業
10	登録海上起重基幹技能者	(社) 日本海上起重技術協会	H20.9.19 (登録番号 10)	土木工事業、しゅんせつ工事業
11	登録PC基幹技能者	プレストレスト・コンクリート工事業協会	H20.9.30 (登録番号 11)	土木工事業、とび・土工工事業、鉄筋工事業
12	登録鉄筋基幹技能者	(社) 全国鉄筋工事業協会	H20.9.30 (登録番号 12)	鉄筋工事業
13	登録圧接基幹技能者	全国圧接業協同組合連合会	H20.9.30 (登録番号 13)	鉄筋工事業
14	登録型枠基幹技能者	(社) 日本建設大工工事業協会	H20.9.30 (登録番号 14)	大工工事業
15	登録配管基幹技能者	(社) 日本空調衛生工事業協会 (社) 日本配管工事業団体連合会 全国管工事業協同組合連合会	H20.10.16 (登録番号 15)	管工事業
16	登録鳶・土工基幹技能者	(社) 日本建設躯体工事業団体連合会 (社) 日本鳶工業連合会	H20.12.12 (登録番号 16)	とび・土工工事業
17	登録切断穿孔基幹技能者	全国コンクリートカッター工事業協同組合	H20.12.12 (登録番号 17)	とび・土工工事業
18	登録内装仕上工事基幹技能者	(社) 全国建設室内工事業協会 日本建設インテリア事業協同組合連合会 日本室内装飾事業協同組合連合会	H20.12.26 (登録番号 18)	内装仕上工事業
19	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	(社) 日本サッシ協会 (社) カーテンウォール・防火開口部協会	H21.2.13 (登録番号 19)	建具工事業
20	登録エクステリア基幹技能者	(社) 日本建築ブロック・エクステリア工事業協会	H21.3.5 (登録番号 20)	タイル・れんが・ブロック工事業、とび・土工工事業、石工事業
21	登録建築板金基幹技能者	(社) 日本建築板金協会	H21.3.5 (登録番号 21)	板金工事業、屋根工事業
22	登録外壁仕上基幹技能者	日本外壁仕上業協同組合連合会	H21.4.28 (登録番号 22)	塗装工事業、左官工事業、防水工事業
23	登録ダクト基幹技能者	(社) 日本空調衛生工事業協会 (社) 全国ダクト工業団体連合会	H21.4.28 (登録番号 23)	管工事業
24	登録保温保冷基幹技能者	(社) 日本保温保冷工事業協会	H21.11.27 (登録番号 24)	熱絶縁工事業
25	登録グラウト基幹技能者	(社) 日本グラウト協会	H21.11.27 (登録番号 25)	とび・土工工事業

図表-2 登録基幹技能者講習 準備団体 (平成 21 年 11 月 27 現在)

No	建設工事の種類	基幹技能者制度準備団体
1	タイル工事	(社) 日本タイル煉瓦工事工業会
2	木造建築	(社) 全国中小建築工事業団体連合会
3	運動施設工事	(社) 日本運動施設建設業協会
4	グラウンドアンカー工事	(社) 日本アンカー協会
5	冷凍空調工事	(社) 日本冷凍空調設備工業連合会

図表-3 工種別 登録基幹技能者数・基幹技能者数 (平成 21 年 9 月末現在／単位: 人)

	名 称	登録基幹技能者	基幹技能者	合 計
1	登録圧接基幹技能者	331	74	405
2	登録鉄筋基幹技能者	894	120	1,014
3	登録型枠基幹技能者	868	103	971
4	登録薦・土工基幹技能者	1,053	322	1,375
5	登録コンクリート圧送基幹技能者	248	50	298
6	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	167	558	725
7	登録建築板金基幹技能者	819	2,391	3,210
8	登録外壁仕上基幹技能者	0	212	212
9	登録左官基幹技能者	665	54	719
10	登録内装仕上工事基幹技能者	965	137	1,102
11	登録建設塗装基幹技能者	1,859	143	2,002
12	登録防水基幹技能者	250	4	254
13	登録エクステリア基幹技能者	275	124	399
14	登録電気工事基幹技能者	2,337	10,779	13,116
15	登録配管基幹技能者	1,076	294	1,370
16	登録ダクト基幹技能者	0	605	605
17	登録機械土工基幹技能者	440	901	1,341
18	登録造園基幹技能者	1,902	1,960	3,862
19	登録橋梁基幹技能者	275	241	516
20	登録 PC 基幹技能者	195	249	444
21	登録トンネル基幹技能者	188	16	204
22	登録海上起重基幹技能者	206	—	206
23	登録切断穿孔基幹技能者	73	—	73
	合 計	15,086	19,337	34,423

※ 都道府県別集計については、巻末の参考資料を参照ください

2. 基幹技能者の適正評価及び有効活用に関する要望事項

(1) 要望事項

建設業は我が国の基幹産業であり、社会資本整備の担い手として重要な役割を負っており、地域においては、災害時の応急対応、復旧工事等の必要不可欠な業務を行っています。

しかしながら、建設業を取り巻く環境は、公共工事、民間工事共に投資額が年々減少するなど、厳しさを増してきております。

このような状況のなか、建設業の技術力を維持・向上させ、建設生産物の品質・安全の確保、生産性の向上を図り、建設技能の円滑な承継に必要な若年者の入職を確保していくためには、建設現場で中核を担う技能労働者が、夢と希望と誇りを持って、いきいきと働ける環境づくりが重要です。

つきましては、建設現場において技能労働者が担う業務の重要性にかんがみ、平成 20 年に建設業法施行規則に位置づけられた基幹技能者制度に関し、適正に評価し、有効に活用していただきたく、以下について要望いたします。

① 入札制度での基幹技能者配置に関する加点措置

基幹技能者及び登録基幹技能者の配置を評価する総合評価落札方式を導入いただきますようお願い申し上げます。

② 基幹技能者の工事現場への配置義務

発注工事における基幹技能者及び登録基幹技能者の実情に応じて、今後、工事現場への配置を義務化いただきますようお願い申し上げます。

(2) 期待される効果

基幹技能者が公共発注者から一定の評価を受けることにより、基幹技能者の業務に対する意欲や責任感がより一層喚起され、より建設生産物の品質・安全の確保、生産性の向上に繋がるものと思われます。

なお、現在、建設業においては技能者の高齢化や若年者の入職率低下、あるいは離職率の高さといった課題が指摘されています。また、これらに起因して建設技能の承継が円滑に行われなくなるのではないかとといった問題も指摘されています。このような状況のなか、基幹技能者が適正に評価され、有効に活用されていくことにより、基幹技能者の雇用の安定化、処遇の改善が図られるとともに、基幹技能者を将来の目標とする若年者の入職を高め、熟練した技能を有する基幹技能者と若年技能者の間で、技能承継がこれまで以上に促進されることが期待されます。

3. 公共発注者の基幹技能者活用の事例等

(1) 長崎県の取組状況

- ① 県の入札参加資格での活用（「長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱」より抜粋）

平成21年度から「長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱」において、『主観的審査項目における技術職員数の加点として、客観的審査事項に規定のある経営事項審査の結果、審査項目中技術力(Z)において工事種類ごとに認定された1級技術者、**基幹技能者**、2級技術者、その他の技術者についてそれぞれ一人につき順に1点、0.7点、0.5点、0.2点を付与することとし、それぞれの該当者の人数を乗じて合算した点数を該当する工事種類について審査点数に加える。』（「長崎県建設工事入札制度合理化対策要綱」より抜粋）

- ② 総合評価方式における活用

平成21年度から基幹技能者の配置を評価する総合評価落札方式を開始。

※ 長崎県における”基幹技能者”とは、「登録基幹技能者」のほか「基幹技能者」を含む

(2) 福井県の取組状況

福井県では、「活力と希望のある福井県を築くためには中小企業の自助努力はもとより、中小企業を社会全体で育て、支援していくことが重要である」とし、「中小企業の振興を県政の重要課題と位置付け」、平成21年3月に『福井県中小企業振興条例』を定めています。この条例の「第7条(基本方針)」には次のように記載されています。

七 国その他の関係機関が認めた技能者等の高度な技術を有する人材の活用による品質の確保
--

基幹技能者とは明示されていませんが、「国その他の関係機関が認めた技能者等の高度な技術を有する人材」とは、まさに基幹技能者であります。

(3) 中部地方整備局の取組状況〔建専連：第10回(H21.6.25) 中部地整との意見交換会より〕

- ・現時点では、登録基幹技能者の工事現場での配置義務はしていないが、昨年、中部地整では登録基幹技能者や建設マスターなど優秀な技能者が携わる工事について、総合評価方式における評価項目としてとり入れた。昨年2件の工事で行った。今後、これらの結果を踏まえて、さらに検討していきたい。(中部地整 企画部)

(4) 北海道開発局の取組状況〔建専連：第10回(H21.7.8) 北海道開発局との意見交換会より〕

- ・品質確保の面から、基幹技能者に対する期待は大きいものがある。現在、北海道開発局営繕部では、総合評価方式の技術提案において、一定規模以上の工事については、基幹技能者の配置や役割という課題を設定している。
- ・この施工計画の課題に対して、競争参加者は、どの職種に基幹技能者を配置するのか、基幹技能者にどのような役割を持たせるのか、などを提案することになっている。落札者の技術提案は、特別契約書に添付するので実効性は高いと思われる。

(北海道開発局 技術・評価課)

(5) UR 都市機構(独立行政法人都市再生機構)における取組状況(P29 参照)

総合評価方式において基幹技能者を評価する取組を下記工事案件で試行的に実施。

- ・工事案件:ひばりが丘パークヒルズ第 10 住宅建設その他工事(平成 21 年 12 月 10 日公告)
- ・評価項目:工事現場における環境配慮への取り組み
- ・評価基準:基幹技能者の配置を評価
- ・配点:登録基幹技能者及び基幹技能者 1点
- ・評価の考え方:基幹技能者の工種や人数は不問

(6) 近畿地方整備局の取組状況(P30～31 参照)

平成 22 年度より、総合評価方式の標準 I 型(WTO 案件除く)での試行を予定。

- ・評価項目:現場従事技能者の能力(企業の施工能力等に追加)
- ・評価基準:基幹技能者の配置を評価
- ・配点:登録基幹技能者 1点、基幹技能者 0.5 点 → 最大 2 点
- ・評価の考え方:案1)発注者が配置を求める工種を限定し、対象基幹技能者を明示
案 2)競争参加者が配置する工種を任意で選択

4. 参考資料

(1-1) 登録基幹技能者の都道府県別集計

(平成 21 年 9 月末現在／単位：人)

	圧接	鉄筋	型枠	鳶・土工	圧送	サッシ・カーテン	板金	外壁	左官	内装	塗装	防水
北海道	13	119	135	128	9	1	165	0	86	80	210	8
青森	10	6	10	2	5	0	0	0	8	16	48	2
岩手	4	40	1	1	5	0	0	0	1	38	19	0
宮城	6	5	28	81	5	0	0	0	6	21	22	2
秋田	10	0	25	2	2	0	0	0	5	8	21	2
山形	5	0	19	1	10	0	0	0	5	4	28	0
福島	3	24	35	1	5	0	0	0	5	25	35	0
茨城	4	28	0	34	6	6	0	0	4	5	30	7
栃木	7	8	0	34	6	1	0	0	7	1	57	2
群馬	0	0	0	0	6	3	0	0	3	69	29	0
埼玉	16	57	39	77	12	16	14	0	12	41	51	3
千葉	3	37	1	2	10	10	32	0	11	4	94	5
東京	51	194	35	149	9	27	46	0	79	94	52	71
神奈川	7	17	1	7	9	17	38	0	24	18	50	9
山梨	0	0	0	0	1	0	0	0	1	13	36	0
長野	0	1	23	0	5	0	0	0	38	71	47	3
新潟	1	19	45	36	0	0	0	0	20	35	69	3
富山	0	26	17	5	3	0	0	0	14	3	61	2
石川	5	12	1	37	4	0	0	0	19	3	23	5
福井	1	2	2	0	0	0	0	0	20	1	45	1
岐阜	0	1	8	0	25	0	0	0	14	5	4	0
静岡	7	37	3	2	8	2	0	0	10	11	29	8
愛知	30	41	156	36	30	0	0	0	25	45	33	14
三重	2	2	3	2	8	0	0	0	10	14	17	1
滋賀	0	0	0	0	0	0	42	0	0	3	9	2
京都	0	0	2	10	0	6	21	0	18	3	10	8
大阪	54	87	19	52	41	45	52	0	23	43	59	38
兵庫	9	23	36	10	9	23	33	0	15	9	34	3
奈良	0	0	9	0	0	0	26	0	0	0	9	0
和歌山	0	0	0	0	2	2	24	0	0	0	41	1
鳥取	0	0	2	17	0	0	58	0	4	8	10	0
島根	4	0	37	9	3	0	39	0	15	8	62	1
岡山	4	0	23	27	0	1	9	0	14	6	26	4
広島	10	37	27	87	0	4	39	0	26	54	54	7
山口	0	1	7	24	1	0	35	0	6	7	37	0
徳島	0	0	0	0	0	2	0	0	8	14	7	1
香川	2	9	0	24	0	0	0	0	11	49	26	3
愛媛	1	0	0	0	1	1	0	0	9	13	41	4
高知	3	0	0	0	0	0	0	0	8	31	5	1
福岡	20	8	44	58	3	0	26	0	25	30	65	9
佐賀	1	5	23	16	0	0	25	0	5	12	19	1
長崎	12	29	33	2	2	0	45	0	3	15	33	4
熊本	5	16	10	43	1	0	29	0	11	8	38	5
大分	2	3	1	0	0	0	6	0	3	11	15	0
宮崎	7	0	7	34	2	0	9	0	12	4	58	4
鹿児島	5	0	1	0	0	0	6	0	15	11	73	6
沖縄	7	0	0	3	0	0	0	0	7	1	18	0
合計	331	894	868	1,053	248	167	819	0	665	965	1,859	250

※ 登録基幹技能者の職種については P12 を参照ください

(1-2) 登録基幹技能者の都道府県別集計

(平成 21 年 9 月末現在／単位:人)

	エクステリア	電気	配管	ダクト	機械土工	造園	橋梁	PC	トンネル	海上起重	切断穿孔	総計 ※1
北海道	0	97	143	0	46	81	2	7	5	8	0	1,343
青森	1	50	25	0	0	49	3	0	2	3	0	240
岩手	2	89	11	0	0	33	6	5	0	7	0	262
宮城	2	30	17	0	2	77	0	0	0	4	1	309
秋田	0	19	13	0	0	21	2	2	0	5	3	140
山形	0	12	21	0	0	20	3	1	0	1	1	131
福島	1	81	19	0	0	82	0	4	1	1	3	325
茨城	5	79	20	0	5	20	1	0	0	3	0	257
栃木	0	46	7	0	0	4	0	2	0	0	0	182
群馬	1	25	9	0	0	13	0	2	0	0	2	162
埼玉	5	41	14	0	12	31	7	1	0	0	0	449
千葉	8	35	18	0	6	9	2	6	0	3	0	296
東京	10	150	76	0	108	135	50	38	86	18	2	1,480
神奈川	5	40	26	0	4	33	27	1	9	4	1	347
山梨	0	16	4	0	0	6	1	0	0	4	0	82
長野	3	48	21	0	2	60	2	5	0	1	3	333
新潟	1	116	87	0	0	26	3	5	2	7	6	481
富山	16	36	17	0	0	50	4	2	0	5	6	267
石川	0	29	22	0	0	54	1	0	0	0	7	222
福井	0	64	32	0	2	24	0	0	7	0	1	202
岐阜	2	49	24	0	9	24	4	17	2	0	0	188
静岡	21	90	43	0	1	42	5	16	0	1	0	336
愛知	33	126	39	0	3	87	33	12	0	7	4	754
三重	9	41	12	0	60	20	3	0	0	2	0	206
滋賀	4	36	13	0	0	48	0	0	0	0	4	161
京都	6	12	14	0	2	119	0	0	0	0	0	231
大阪	19	121	92	0	22	70	72	26	15	12	3	965
兵庫	6	28	36	0	52	46	8	6	11	29	0	426
奈良	6	16	5	0	10	4	0	0	0	0	0	85
和歌山	22	31	15	0	0	9	2	0	0	10	0	159
鳥取	1	49	48	0	2	6	0	0	0	4	1	210
島根	0	129	6	0	3	21	0	0	3	2	1	343
岡山	4	22	13	0	0	14	0	3	9	2	0	181
広島	20	61	16	0	0	76	0	3	4	2	3	530
山口	7	42	5	0	0	79	2	1	0	5	3	262
徳島	2	20	2	0	0	20	1	1	0	0	0	78
香川	30	32	12	0	2	17	1	6	0	5	2	231
愛媛	11	45	5	0	0	35	0	1	0	0	0	167
高知	0	27	3	0	7	17	0	2	0	1	2	107
福岡	9	88	33	0	34	104	24	10	3	17	6	616
佐賀	0	33	10	0	2	56	0	0	0	0	0	208
長崎	2	10	2	0	42	42	4	3	15	23	1	322
熊本	1	24	2	0	0	46	0	0	0	2	2	243
大分	0	7	5	0	1	15	2	0	11	0	2	84
宮崎	0	24	12	0	0	17	0	7	3	1	0	201
鹿児島	0	48	7	0	1	13	0	0	0	5	3	194
沖縄	0	23	0	0	0	27	0	0	0	2	0	88
合計	275	2,337	1,076	0	440	1,902	275	195	188	206	73	15,086

※1 登録基幹技能者(1-1)・(1-2)の総計

※ 登録基幹技能者の工種については P12 を参照ください

(1-3) 基幹技能者の都道府県別集計

(平成 21 年 9 月末現在／単位:人)

	圧接	鉄筋	型枠	嵩・土工	圧送	サッシ・カーテン	板金	外壁	左官	内装	塗装	防水
北海道	22	14	25	14	2	23	80	0	6	4	18	0
青森	1	1	5	0	1	8	112	0	6	1	0	0
岩手	4	0	0	2	2	8	123	0	0	0	0	0
宮城	0	0	2	14	1	29	37	0	1	4	0	0
秋田	1	0	4	0	0	6	82	0	0	0	0	0
山形	0	0	5	0	4	11	77	0	0	2	0	0
福島	0	1	4	35	1	44	95	0	0	4	0	0
茨城	0	2	0	4	1	12	84	0	0	1	3	0
栃木	0	0	0	3	0	7	60	0	0	1	0	0
群馬	0	0	0	54	0	4	79	0	0	11	1	0
埼玉	1	0	0	5	5	58	20	13	0	10	5	0
千葉	0	8	0	49	0	26	8	0	0	1	1	0
東京	13	19	8	23	5	69	29	48	8	33	3	0
神奈川	0	0	0	0	4	47	24	0	2	2	1	0
山梨	1	0	0	0	0	0	34	0	2	4	4	0
長野	0	0	2	3	0	0	104	0	4	7	11	0
新潟	0	6	4	2	0	2	234	0	1	9	1	0
富山	0	0	9	0	0	13	76	0	0	0	0	0
石川	0	3	1	9	0	10	85	3	0	2	1	0
福井	0	2	0	0	0	4	35	0	1	0	2	0
岐阜	0	1	2	0	2	5	115	0	1	0	0	0
静岡	0	0	0	0	2	6	123	0	2	0	3	0
愛知	3	5	3	6	5	44	130	0	6	16	1	1
三重	0	1	0	0	1	2	69	0	1	0	1	0
滋賀	0	0	0	0	0	0	11	1	0	0	0	0
京都	0	0	0	0	0	4	6	0	4	0	0	0
大阪	6	18	10	13	7	38	26	61	0	3	11	0
兵庫	0	4	8	4	3	5	4	9	4	0	2	1
奈良	0	2	1	0	0	1	4	0	0	1	0	0
和歌山	0	0	0	0	1	0	8	0	0	1	16	0
鳥取	0	0	0	0	1	0	23	0	0	3	4	0
島根	0	0	0	0	0	0	9	0	1	0	2	0
岡山	0	0	0	8	0	0	10	0	0	0	5	0
広島	1	22	7	6	1	7	15	0	1	4	4	0
山口	0	3	0	5	0	3	8	0	1	0	2	1
徳島	0	0	0	0	0	0	39	0	0	3	0	0
香川	0	0	0	3	0	1	30	0	0	1	2	0
愛媛	0	0	0	0	0	1	53	65	0	4	2	0
高知	0	0	0	0	0	0	17	0	1	0	1	0
福岡	10	4	0	19	0	33	18	12	1	0	1	0
佐賀	0	2	0	3	0	3	28	0	0	0	2	0
長崎	3	2	2	0	0	6	32	0	0	2	5	0
熊本	0	0	0	7	0	4	61	0	0	0	6	0
大分	1	0	0	0	1	4	29	0	0	2	2	0
宮崎	0	0	0	9	0	6	30	0	0	0	10	0
鹿児島	0	0	1	22	0	4	15	0	0	0	10	1
沖縄	7	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0
合計	74	120	103	322	50	558	2,391	212	54	137	143	4

※ 基幹技能者の職種については P12 を参照ください

(1-4) 基幹技能者の都道府県別集計

(平成 21 年 9 月末現在／単位:人)

	エクステリア	電気	配管	ダクト	機械土工	造園	橋梁	PC	トンネル	海上起重	切断穿孔	総計 ※1
北海道	0	431	53	66	157	75	19	18	1	-	-	1,028
青森	2	109	8	1	0	22	6	2	1	-	-	286
岩手	0	323	1	0	31	22	12	0	0	-	-	528
宮城	2	189	4	4	1	57	0	1	0	-	-	346
秋田	0	118	7	2	7	24	2	0	0	-	-	253
山形	0	130	8	0	0	31	0	2	0	-	-	270
福島	4	274	8	11	2	54	3	4	0	-	-	544
茨城	0	280	5	14	7	42	0	0	0	-	-	455
栃木	0	180	6	9	2	8	1	2	0	-	-	279
群馬	0	241	5	5	3	11	2	0	0	-	-	416
埼玉	5	256	9	71	2	46	5	3	0	-	-	514
千葉	1	251	6	31	5	4	12	8	0	-	-	411
東京	2	800	37	78	227	184	28	54	6	-	-	1,674
神奈川	12	184	7	25	24	61	16	3	2	-	-	414
山梨	2	95	2	0	0	14	1	0	0	-	-	159
長野	1	328	0	1	1	50	11	18	0	-	-	541
新潟	0	201	4	14	0	92	1	3	0	-	-	574
富山	2	120	6	5	0	108	1	4	0	-	-	344
石川	3	115	1	1	47	73	0	0	0	-	-	354
福井	0	155	3	9	6	27	0	2	0	-	-	246
岐阜	0	273	9	0	2	20	3	10	0	-	-	443
静岡	10	392	3	9	16	43	6	3	0	-	-	618
愛知	22	622	8	10	3	60	6	5	0	-	-	956
三重	4	161	0	0	117	11	0	0	0	-	-	368
滋賀	1	110	5	0	0	32	0	0	0	-	-	160
京都	3	144	0	12	16	83	0	0	0	-	-	272
大阪	9	654	27	54	155	65	55	41	1	-	-	1,254
兵庫	6	256	9	15	26	47	20	0	0	-	-	423
奈良	0	77	0	0	1	7	0	0	0	-	-	94
和歌山	1	71	2	0	2	5	2	0	0	-	-	109
鳥取	1	172	18	0	0	107	0	0	0	-	-	329
島根	0	383	0	0	0	39	0	2	0	-	-	436
岡山	3	249	0	5	7	5	2	4	0	-	-	298
広島	10	426	5	8	0	79	2	4	0	-	-	602
山口	1	189	1	7	0	27	1	2	0	-	-	251
徳島	4	110	0	2	0	22	0	0	0	-	-	180
香川	2	129	1	2	0	20	5	1	0	-	-	197
愛媛	5	131	0	3	0	17	2	0	1	-	-	284
高知	1	83	1	0	2	19	0	1	0	-	-	126
福岡	5	330	7	64	27	72	11	12	0	-	-	626
佐賀	0	75	1	1	0	42	0	0	0	-	-	157
長崎	0	71	5	5	1	38	1	0	0	-	-	173
熊本	0	228	1	43	0	26	0	0	0	-	-	376
大分	0	31	0	7	0	15	4	0	4	-	-	100
宮崎	0	190	4	5	0	30	1	40	0	-	-	325
鹿児島	0	273	7	6	4	9	0	0	0	-	-	352
沖縄	0	169	0	0	0	15	0	0	0	-	-	192
合計	124	10,779	294	605	901	1,960	241	249	16	0	0	19,337

※1 基幹技能者(1-3)・(1-4)の総計

※ 基幹技能者の工種については P12 を参照ください

〔参考〕登録基幹技能者の職種

P8～P11 の表中に記載している工種は以下のとおり ※基幹技能者の場合は、“登録”の表記なし

略 称	資格の名称	略 称	資格の名称
圧 接	登録圧接基幹技能者	エクステリア	登録エクステリア基幹技能者
鉄 筋	登録鉄筋基幹技能者	電 気	登録電気工事基幹技能者
型 枠	登録型枠基幹技能者	配 管	登録配管基幹技能者
鳶・土工	登録鳶・土工基幹技能者	ダクト	登録ダクト基幹技能者
圧 送	登録コンクリート圧送基幹技能者	機械土工	登録機械土工基幹技能者
サッシ・カーテン	登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	造 園	登録造園基幹技能者
板 金	登録建築板金基幹技能者	橋 梁	登録橋梁基幹技能者
外 壁	登録外壁仕上基幹技能者	P C	登録 PC 基幹技能者
左 官	登録左官基幹技能者	トンネル	登録トンネル基幹技能者
内 装	登録内装仕上工事基幹技能者	海上起重	登録海上起重基幹技能者
塗 装	登録建設塗装基幹技能者	切断穿孔	登録切断穿孔基幹技能者
防 水	登録防水基幹技能者	—	—

(2)基幹技能者関連 WEB サイト

http://www.yoi-kensetsu.com/topnews_win/topnews3.html

- [Click](#)
- 基幹技能者の制度について**
- 基幹技能者について(簡易版)・(詳細版)**
[\(PDF 228KB\)](#) [\(PDF 631KB\)](#)
- 基幹技能者講習 登録状況について**
[\(PDF 167KB\)](#)
- 基幹技能者講習 受講資格一覧**
[\(PDF 93KB\)](#) [\(PDF 11.7MB\)](#)
- 基幹技能者制度推進協議会**
[\(PDF 105KB\)](#)
- 基幹技能者認定講習 実施団体**
[\(PDF 83KB\)](#)
- 元請団体等に対する「基幹技能者資格の施工体制
台帳への記載についてのご理解とご周知のお願い」**
[\(PDF 275KB\)](#)
- 基幹技能者の確保・育成・活用に関する基本指針**
[\(PDF 967KB\)](#)

(3) 平成21年度 登録基幹技能者実態調査 アンケート調査集計結果(速報・抜粋版)

平成20年度の調査等において指摘された基幹技能者の「役割」、「能力」が不明であるとの意見を踏まえて、建設生産システムにおける基幹技能者の技術・技能・役割等を把握するために、「日報」等を通じた実態調査により、施工現場において基幹技能者が具体的にどのような立場で、どのような役割を担っているかを明らかにするため実施したものです。

■調査概要

内 容	登録基幹技能者が日常的に行っている役割(元請への提案や調整事項並びに種々の管理業務等)について、日報形式で報告いただき、その内容を分析することにより、登録基幹技能者の役割等を明確にするもの。
調査対象	登録基幹技能者(23職種／1職種あたり5名)
調査時期	10月中旬～11月中旬／分析期間:10月下旬～11月末まで

■調査票

p14～19 参照

■調査対象数

基幹技能者の種別	回収票数	無効票数	有効票数
登録圧接基幹技能者	5	1	4
登録鉄筋基幹技能者	3	0	3
登録型枠基幹技能者	3	0	3
登録薦・土工基幹技能者	0	0	0
登録コンクリート圧送基幹技能者	4	1	3
登録サッシ・カーテンウォール基幹技能者	1	0	1
登録建築板金基幹技能者	3	1	2
登録左官基幹技能者	5	0	5
登録内装仕上工事基幹技能者	3	0	3
登録建設塗装基幹技能者	3	0	3
登録防水基幹技能者	5	0	5
登録エクステリア基幹技能者	0	0	0
登録電気工事基幹技能者	11	0	11
登録配管基幹技能者	9	0	9
登録機械土工基幹技能者	2	0	2
登録造園基幹技能者	0	0	0
登録橋梁基幹技能者	0	0	0
登録PC基幹技能者	12	0	12
登録トンネル基幹技能者	5	0	5
登録海上起重基幹技能者	4	0	4
登録切断穿孔基幹技能者	5	0	5
合 計	83	3	80

①アンケート調査票(抜粋)

登録基幹技能者 殿

平成21年10月
基幹技能者制度推進協議会
(社)建設産業専門団体連合会

登録基幹技能者の現場での役割実態調査について(ご依頼)

本調査は、登録基幹技能者の現場における役割等を把握することで、登録基幹技能者の広報・周知あるいは評価、処遇の改善に資するため実施するものです。

また、企業名や個人名等の個人情報については厳重に管理し、本調査の目的以外に使用することはありません。

ご多忙のところ誠に恐縮ですが、本調査の趣旨をご理解いただき、ご回答くださいますようお願い申し上げます。

■ご記入にあたってのお願い

1. 調査票の構成について

調査票の構成は以下のとおりです。アンケート調査、業務日報調査、「施工方法の提案・調整」の内容の3点ともご記入くださるようお願い致します。

アンケート調査 (p2～p3)	{	工事の概要やあなたの立場等について、アンケート形式でお聞きしています。
業務日報調査 (p4～p23)		あなたの現場での1日について、ご自身の本来業務の他、登録基幹技能者として行っている種々の管理業務について、 <u>日報形式で記述いただきます。1日分が2ページとなっております、休日を除く10日分の記入をお願いします。</u>
「施工方法の提案・調整」 の内容 (p24)		上記「業務日報調査」の中で、「元請等に対する施工方法等の提案・調整」をお聞きしています。ここでは、その提案内容に関して、より詳細に記述いただくほか、提案の経緯や目的についてアンケート形式でお聞きしています。

2. 一つの現場に10日以上勤務しない場合

本調査票は一つの現場に10日以上(休日除く)勤務する前提で作成されています。一つの現場に10日以上勤務されない場合は、巻末(25ページ以降)に「工事の概要」を複数枚お付けしていますので、2番目、3番目の現場に関する工事概要を記載ください。

3. 記入例について

別添として調査票の記入例(鳶・土工の事例)をお付けしています。日報等をご記入いただく際の参考としてご利用ください。なお、記入例はあくまでも参考としてお付けしたものです。皆様をご記入する場合は、この記入例にとらわれる必要はございません。

4. 施工体制図の添付について

この調査票をご提出いただく際には、当該工事の『施工体制図』を添付してください。

5. 調査票の返送および返送期限

お手数をお掛けしますが、本調査票は直接配布いただいた団体殿に返送ください。なお、返送につきましては、本年 月 日()までをお願い致します。

【お問い合わせ先】

本調査に関するお問い合わせは、下記までお願いします。
(財)建設業振興基金 構造改善センター 担当:中緒・鮫島
〒105-0001 東京都港区虎ノ門4-2-12 虎ノ門4丁目MTビル2号館
TEL.03-5473-4572 FAX.03-5473-4594

アンケート調査(登録基幹技能者用)

氏 名		所属会社	
-----	--	------	--

■ 工事の概要 [工期、貴社の請負金額が不明の場合は空欄のままです]

工事の種類 (○で囲む)	土木工事 ・ 建築工事 ・ 設備工事 ・ その他 ()		
工事件名			
工事場所			
工 期 (全工期)	※ 工期は貴社の請負業務期間ではなく、全工期を記載ください。 平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		
貴社の請負金額	円		
貴社の工事概要			
発 注 者 名		元請業者名	

■ あなたの立場 [現在従事している工事現場の技能労働者数・職長数が不明の場合は空欄のままです]

登録基幹技能者の職種	登録基幹技能者
現在従事している工事現場の技能労働者数 (貴社の技能労働者数ではなく、技能労働者の総数)	名
現在従事している工事現場の職長数 (貴社の職長数ではなく、職長の総数)	名

◎ 以下の質問について、該当する数字を○で囲んでください。

I. 現在従事している工事現場で、あなたの立場はどれですか。(○は1つ)

1. 統括職長・大職長・『職長会』のリーダーなど(複数の作業班や他の職長を指揮・監督する)
2. 担当職長(統括職長・大職長などから指揮・監督を受ける)
3. 職長(統括職長や担当職長といった階層分けはない)

II. この現場で、あなたは誰に対して指揮・監督を行っていますか。(○はいくつでも)

1. 自社(自分と同じ所属)の作業員
2. 他社(自分と違う所属)の作業員
3. 自社の他の職長
4. 他社の職長

III. 施工管理技士(建設業法に基づく技術検定)の資格はお持ちですか。(○は1つ)

1. 1級施工管理技士を取得
2. 2級施工管理技士を取得
3. 持っていない

※ 施工管理技士の種類: 建設機械・土木・建築・電気工事・管・造園

なお、1級、2級の両方の資格をお持ちの場合は、1級に○をしてください。

※ 一つの現場に10日以上勤務しない場合

本調査は一つの現場に10日以上(休日除く)勤務する前提で作成されています。一つの現場に10日以上勤務されない場合は、巻末(25ページ以降)に「工事の概要」を複数枚お付けしていますので、2番目、3番目の現場の工事概要を記載ください。

アンケート調査(登録基幹技能者用)

◎ 以下の質問について、該当する数字を○で囲んでください。

Ⅳ. (職長との違いとして)基幹技能者(上級職長)になって初めて従事した業務は何ですか。(○はいくつでも)

1. 現場の状況に応じた、元請への施工方法等の提案
2. 現場の状況に応じた、元請への施工方法等の調整
3. 作業手順書の作成
4. 施工要領書・施工計画書の作成
5. 施工計画図・施工図の作成
6. 労務の手配
7. 資機材等の手配
8. 生産グループ内の一般の技能者への作業指示・指導
9. 新規入場者に対する教育
10. 安全教育(KYT等含む)
11. 前工程・後工程に配慮した元請との連絡調整
12. 前工程・後工程に配慮した他職種との連絡調整
13. 出来高の確認・検査
14. 品質の確認・検査
15. 安全パトロール
16. その他()

Ⅴ. 特に基幹技能者になって求められている役割を自由に記載してください。

(記入欄)

■施工体制図

この業務日報をご提出いただく際には、当該工事の『施工体制図』を添付していただきますようお願い致します。

業務日報調査（登録基幹技能者用）

【1日目】※ 工事稼働期間(休日除く)の内、10日分の報告をお願いします。

日 付	平成 21 年 月 日 (曜日)	配下の作業員数	人
-----	----------------------------------	---------	---

● 本日（あるいは前日までに）、元請から指示された内容が有れば記入してください。

--	--

● 本日、あなたが行った業務の内容と時間（分単位）を、該当する種別毎に記入して下さい。

業務の種別	時 間	内 容（具体的に）
◎自らの工事作業 ※下記の管理業務 以外	分	
1. 現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等		
① 元請等への施 工方法等の提案	分	
② 元請等への施 工方法等の調整	分	
2. 現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成		
③ 作業手順書の 作成	分	
④ 施工要領書・ 施工計画書の作 成	分	
⑤ 施工計画図・ 施工図の作成	分	
⑥ 労務の手配	分	
⑦ 資機材等の 手配	分	

業務日報調査（登録基幹技能者用）

【1日目の続き】

業務の種別	時 間	内 容（具体的に）
3. 生産グループ内の一般の技能者の施工に係る指示、指導		
⑧ 技能者への 作業指示・指導	分	----- ----- -----
⑨ 新規入場者 教育	分	----- ----- -----
⑩ 安全教育 ※KYT等含む	分	----- ----- -----
4. 前工程・後工程に配慮した他の職長等との連絡調整		
⑪ 元請との連絡 調整	分	----- ----- -----
⑫ 他職種との連 絡調整	分	----- ----- -----
5. 検査・パトロール等		
⑬ 出来高の確 認・検査	分	----- ----- -----
⑭ 品質の確認・ 検査	分	----- ----- -----
⑮ 安全パトロール	分	----- ----- -----
6. その他の管理業務		
⑯ ----- -----	分	----- ----- -----
⑰ ----- -----	分	----- ----- -----

※本様式は、業務日報を補足するものです。10日分の日報作成の後で記入して下さい。

業務日報を作成した10日間で、あなたが元請等に対して行った「施工方法等の提案・調整」のうち、主なもの2つについてその内容等をお答え下さい。ない場合は、それ以前のものでも結構です。

提案・調整の内容を具体的に記入して下さい。

この提案・調整について、該当する数字を○で囲んで下さい。

1. 工期短縮 2. 品質確保 3. 安全確保 4. 原価低減 5. その他()

提案・調整の内容を具体的に記入して下さい。

この提案・調整について、該当する数字を○で囲んで下さい。

1. 工期短縮 2. 品質確保 3. 安全確保 4. 原価低減 5. その他()

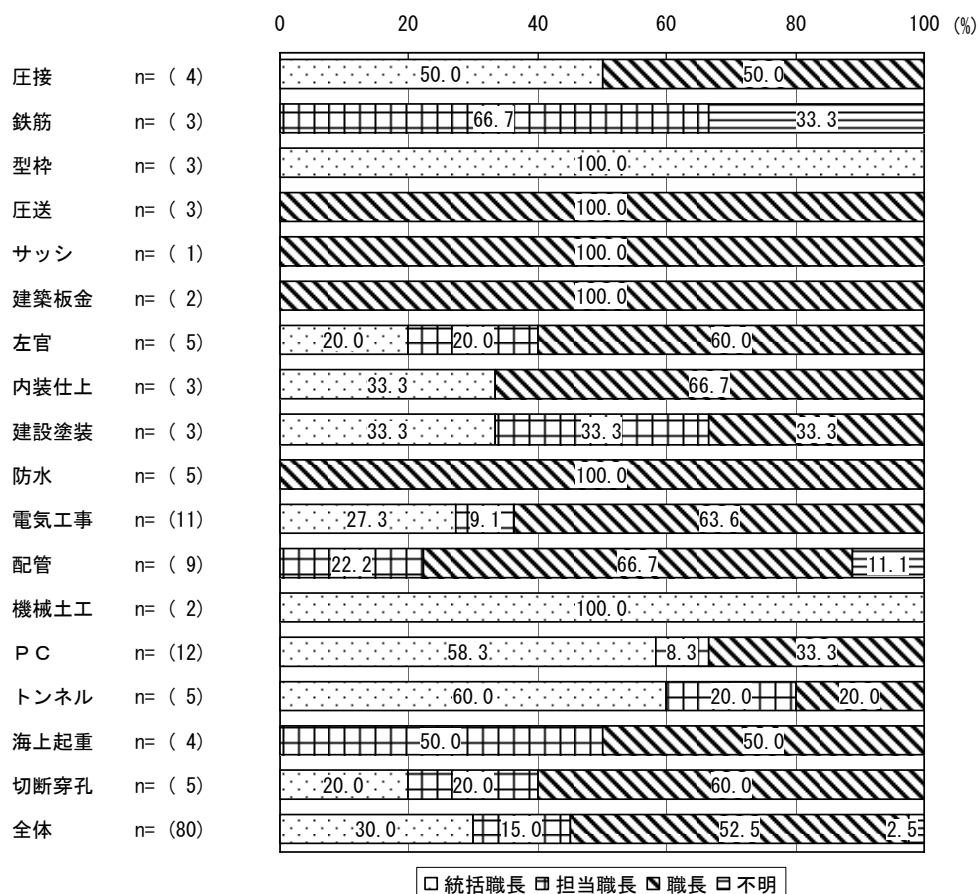
◇◇◇ 御協力いただき有り難うございます。調査票は直接ご依頼の有った団体事務局宛にお送りください。◇◇◇

② アンケート調査結果(抜粋)

I. 現在従事している工事現場での立場

I. 現在従事している工事現場で、あなたの立場はどれですか。(○は1つ)

1. 統括職長・大職長・『職長会』のリーダーなど(複数の作業班や他の職長を指揮・監督する)
2. 担当職長(統括職長・大職長などから指揮・監督を受ける)
3. 職長(統括職長や担当職長といった階層分けはない)



注) 複数の工事現場が記載されている場合は、最初に記載された工事現場のみを集計対象とした。

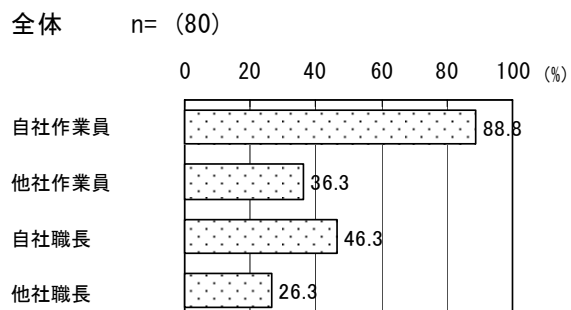
<コメント>

- ・ 全体として、「職長(統括職長や担当職長といった階層分けはない)」の割合が 53%と大きく、次いで「統括職長・大職長・『職長会』のリーダーなど」が 30%となっている。
- ・ 「統括職長・大職長・『職長会』のリーダーなど」の割合が大きい職種は型枠、機械土工、トンネル、PC、圧接などである。

Ⅱ. 指揮・監督する対象者

Ⅱ. この現場で、あなたは誰に対して指揮・監督を行っていますか。(○はいくつでも)

1. 自社(自分と同じ所属)の作業員
2. 他社(自分と違う所属)の作業員
3. 自社の他の職長
4. 他社の職長



<コメント>

- ・ 全体として、「自社の作業員」を指揮・監督している割合は 89%、次いで「自社の他の職長」が 46%、「他社の作業員」が 36%、「他社の職長」が 26%となっている。

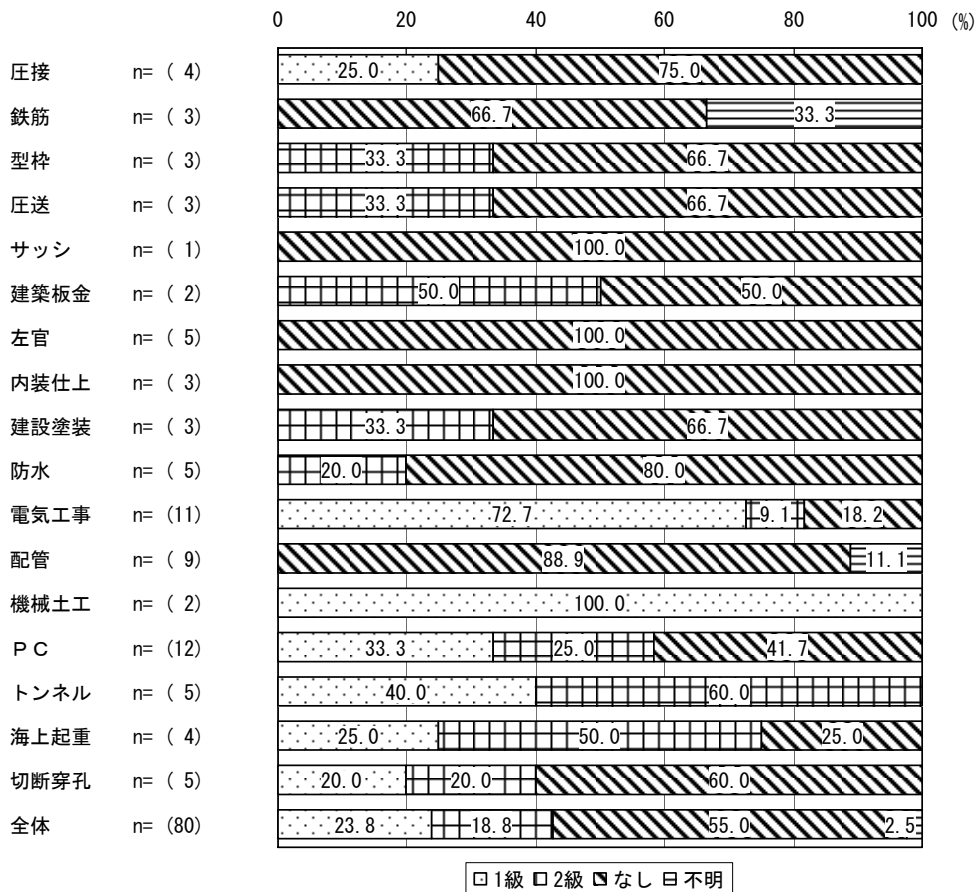
Ⅲ. 施工管理技士資格の保有

Ⅲ. 施工管理技士(建設業法に基づく技術検定)の資格はお持ちですか。(○は1つ)

1. 1級施工管理技士を取得
2. 2級施工管理技士を取得
3. 持っていない

※ 施工管理技士の種類: 建設機械・土木・建築・電気工事・管・造園

なお、1級、2級の両方の資格をお持ちの場合は、1級に○をしてください。



<コメント>

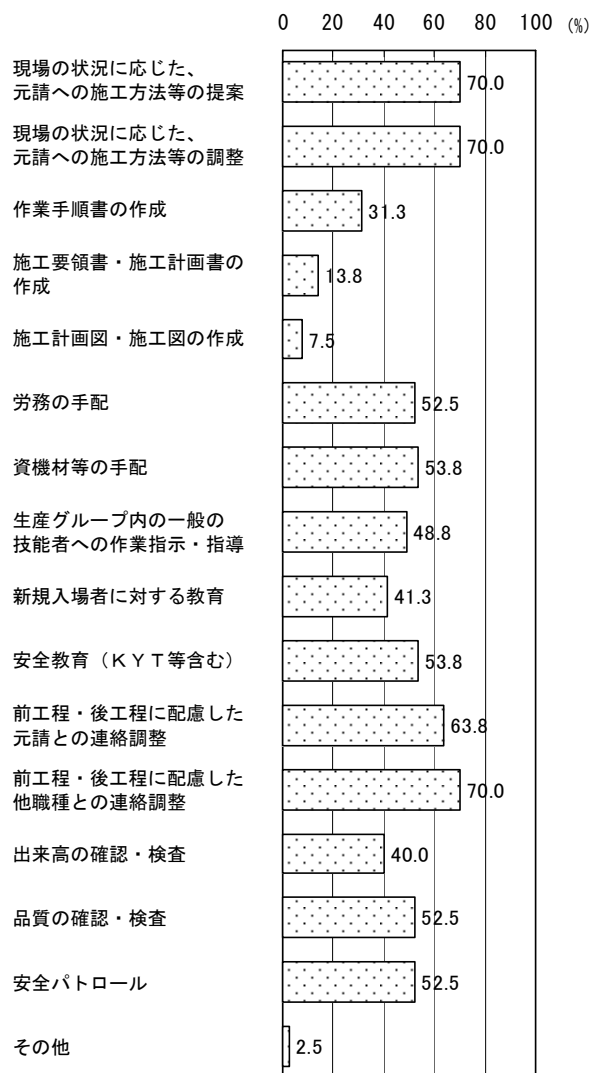
- ・ 全体として、施工管理技士の資格を「持っていない」の割合が 55%と大きく、「1級施工管理技士を取得」の割合は 24%、「2級施工管理技士を取得」の割合は 19%となっている。
- ・ 「1級施工管理技士を取得」の割合が大きい職種は機械土工、電気工事などであり、「2級施工管理技士を取得」の割合が大きい職種はトンネル、建築板金、海上起重などである。

IV. 基幹技能者になって初めて従事した業務

IV. (職長との違いとして)基幹技能者(上級職長)になって初めて従事した業務は何ですか。(〇はいくつでも)

- | | |
|---------------------------|----------------------------|
| 1. 現場の状況に応じた、元請への施工方法等の提案 | 2. 現場の状況に応じた、元請への施工方法等の調整 |
| 3. 作業手順書の作成 | 4. 施工要領書・施工計画書の作成 |
| 5. 施工計画図・施工図の作成 | 6. 労務の手配 |
| 7. 資機材等の手配 | 8. 生産グループ内の一般の技能者への作業指示・指導 |
| 9. 新規入場者に対する教育 | 10. 安全教育(KYT等含む) |
| 11. 前工程・後工程に配慮した元請との連絡調整 | 12. 前工程・後工程に配慮した他職種との連絡調整 |
| 13. 出来高の確認・検査 | 14. 品質の確認・検査 |
| 15. 安全パトロール | 16. その他() |

全体 n= (80)

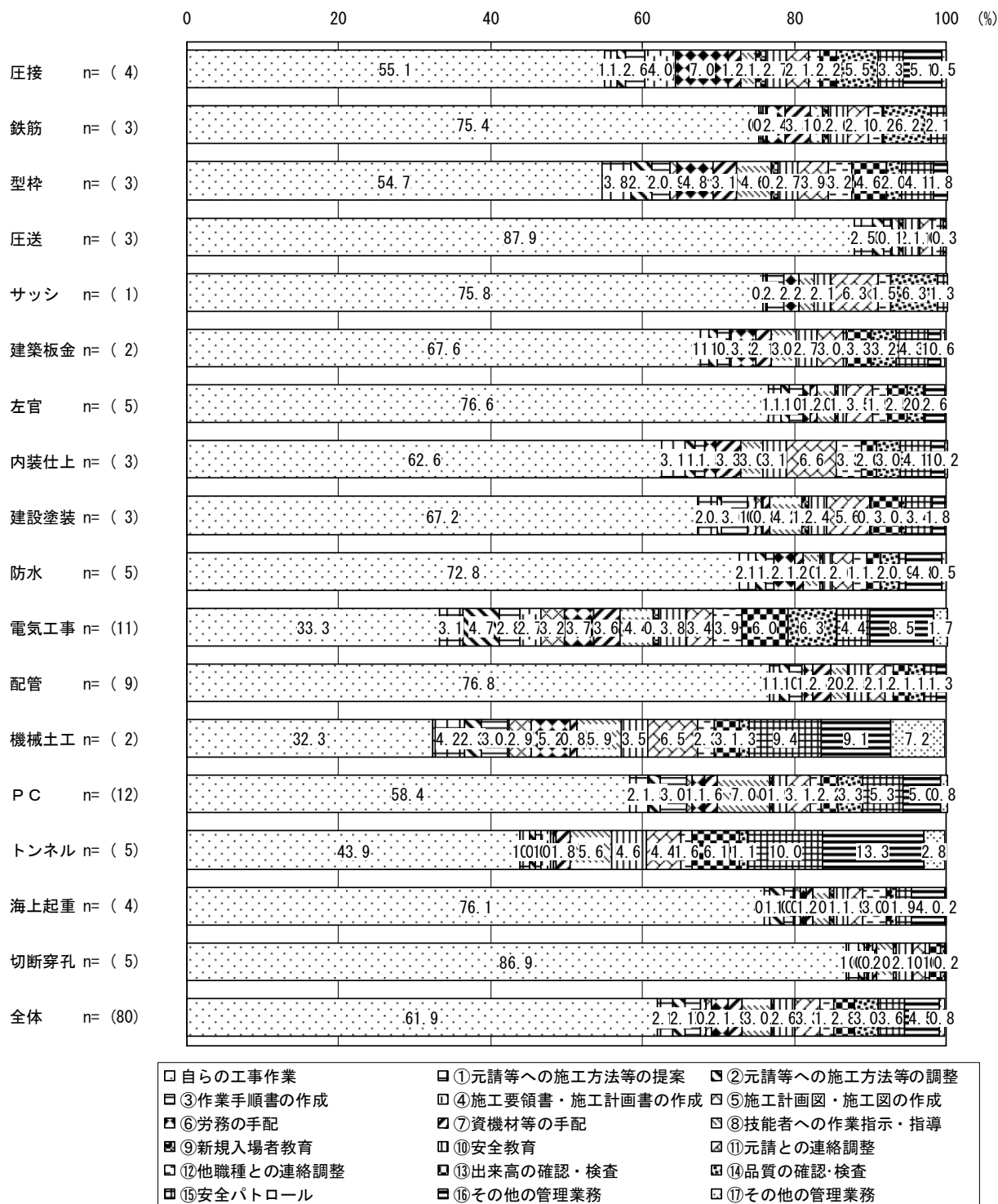


<コメント>

- ・ 全体として、「元請への施工方法等の提案」、「元請への施工方法等の調整」、「他職種との連絡調整」の割合が 70%と大きく、次いで「元請との連絡調整」が 64%となっている。

■業務日報調査〔工事現場での業務の内訳（１０日間の平均）〕

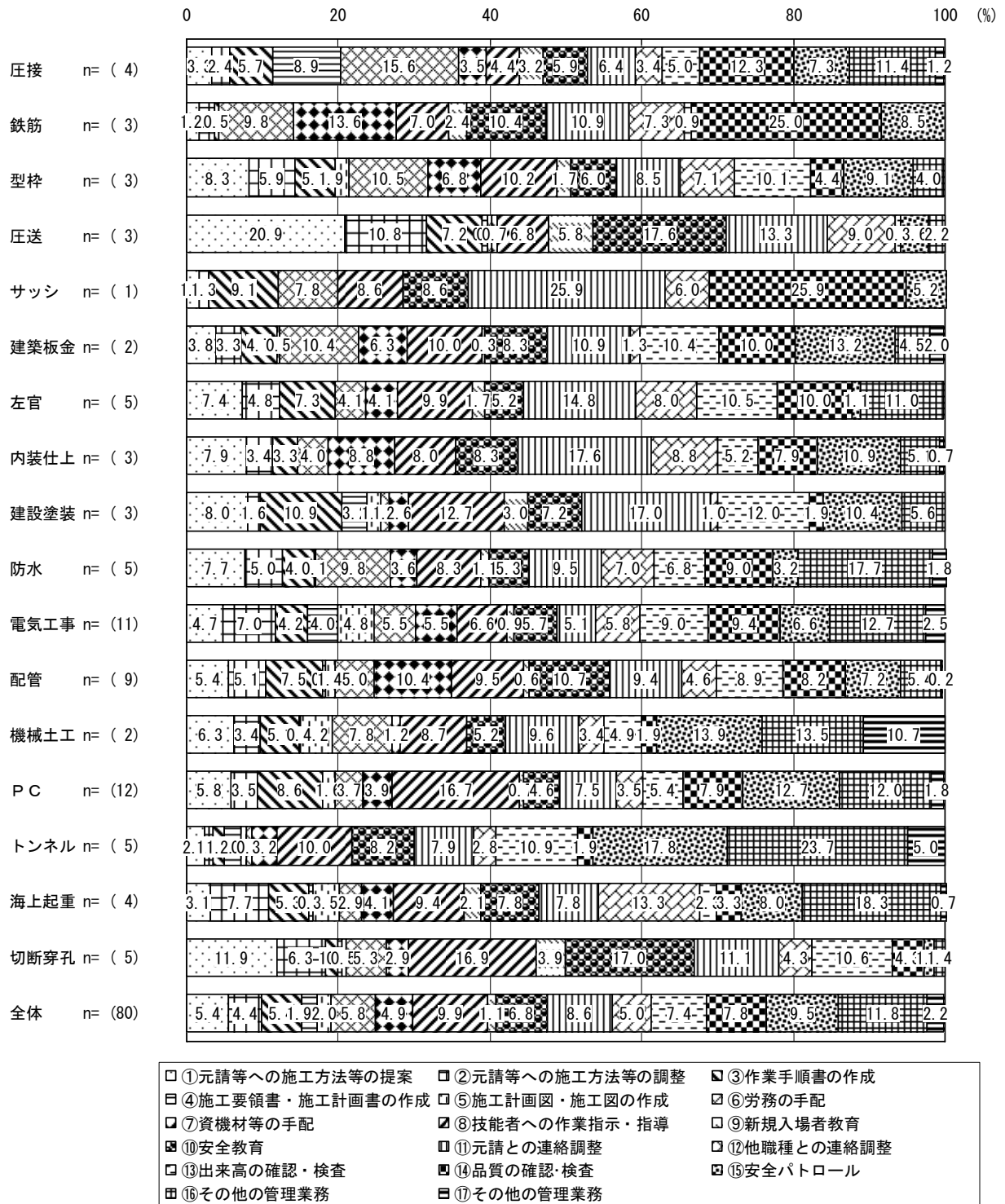
● 全業務の内訳



<コメント>

- ・ 全体として、「自らの工事作業」の割合が 62%、それ以外の管理業務の割合が 38%である。
- ・ 「自らの工事作業」以外の管理業務の割合が大きい職種は機械土工、電気工事、トンネルなどである。

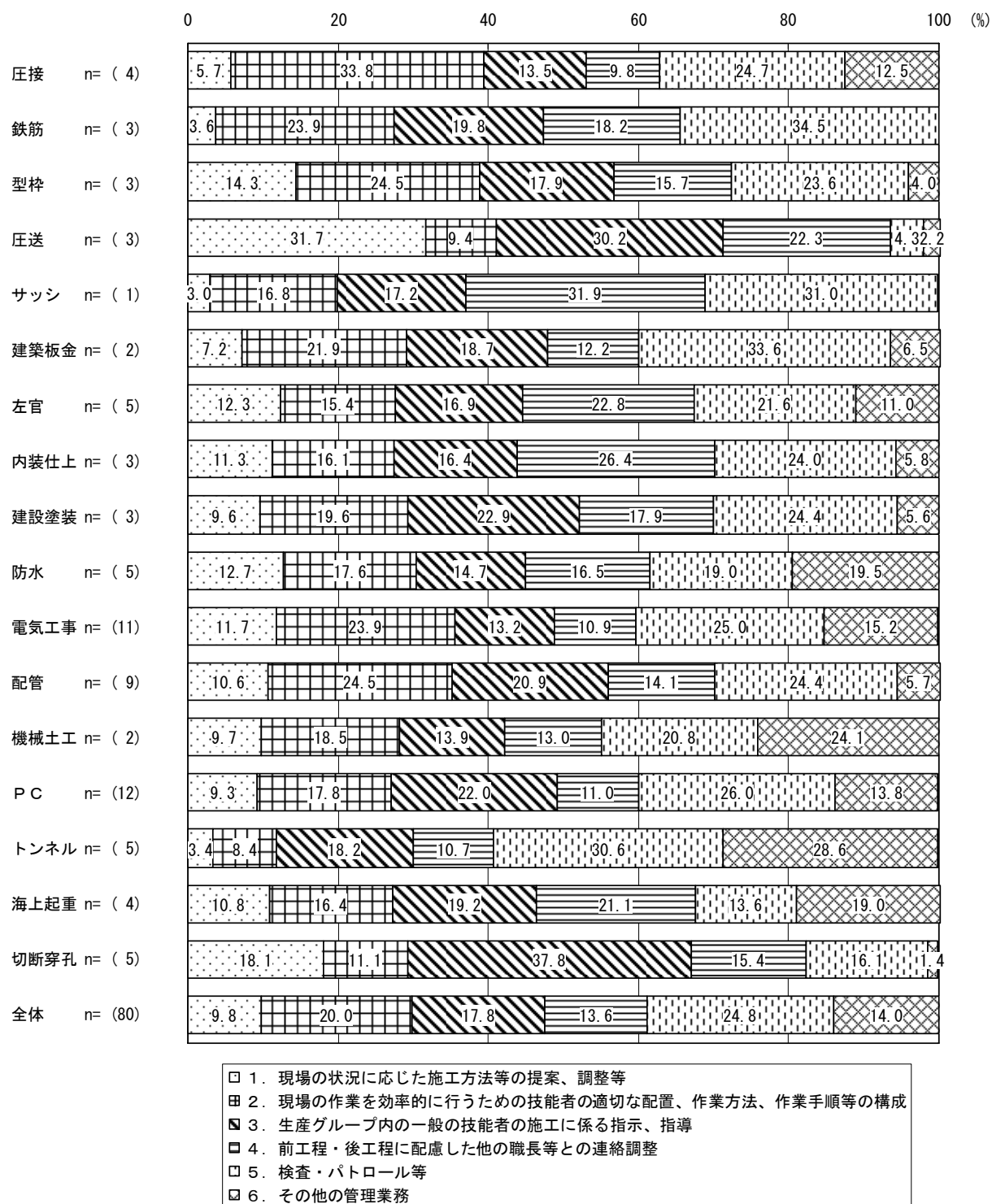
●（「自らの工事作業」を除く）管理業務の内訳－１：小分類



<コメント>

- ・管理業務の中では、全体として、「技能者への作業指示・指導」、「安全パトロール」、「元請との連絡調整」などの割合が大きい。
- ・「元請等への施工方法等の提案」の割合が大きい職種は圧送、「元請との連絡調整」の割合が大きい職種はサッシ、「他職種との連絡調整」の割合が大きい職種は海上起重などである。

●（「自らの工事作業」を除く）管理業務の内訳－２：中分類



<コメント>

- ・管理業務（中分類）としては、全体として、「検査・パトロール等」、「現場の作業を効率的に行うための技能者の適切な配置、作業方法、作業手順等の構成」の割合が大きい。
- ・「現場の状況に応じた施工方法等の提案、調整等」の割合が大きい職種は圧送、「前工程・後工程に配慮した他の職長等との連絡調整」の割合が大きい職種はサッシなどである。

(4) 基幹技能者データベース

(財)建設業振興基金の WEB サイト(ヨイケンセツ・コム)より『基幹技能者データベース』が閲覧可能です。各工種の内容(登録〇〇基幹技能者とは)や登録基幹技能者の名簿を掲載しています。

基幹技能者の氏名、所属する企業名での検索の他、所属する企業所在地を対象とした都道府県別の地域検索等が出来ます。

URL: <http://www.yoi-kensetsu.com/index.php>

The screenshot displays the 'Base Skill Worker Database' (基幹技能者データベース) website. The main navigation menu includes categories like 'Registration' (登録), 'Search' (検索), and 'About' (概要). A red circle highlights the 'Registration' button. Below the menu, there's a section titled '登録圧接基幹技能者' (Registered Welding Base Skill Workers). A red circle highlights the '登録圧接基幹技能者名簿' (Registered Welding Base Skill Workers Roster) link. The roster table lists workers with columns for No., Name, Company, and Registration Date. A red circle highlights the first entry. To the right, a sample worker profile is shown for 'キカン シ'ロウ 基幹 次郎' (Kikan Shiro Kikan Jiro), born in January 1940, currently registered on September 17, 2021. The profile includes details about his work history, experience, and qualifications.

No.	氏名	所属企業	登録年月日
1	山本 一郎	東京建設株式会社	平成20年1月23日
2	佐藤 一郎	東京建設株式会社	平成20年1月23日
3	佐藤 一郎	東京建設株式会社	平成20年1月23日
4	佐藤 一郎	東京建設株式会社	平成20年1月23日
5	佐藤 一郎	東京建設株式会社	平成20年1月23日
6	佐藤 一郎	東京建設株式会社	平成20年1月23日
7	佐藤 一郎	東京建設株式会社	平成20年1月23日
8	佐藤 一郎	東京建設株式会社	平成20年1月23日
9	佐藤 一郎	東京建設株式会社	平成20年1月23日
10	佐藤 一郎	東京建設株式会社	平成20年1月23日
11	佐藤 一郎	東京建設株式会社	平成20年1月23日
12	佐藤 一郎	東京建設株式会社	平成20年1月23日
13	佐藤 一郎	東京建設株式会社	平成20年1月23日
14	佐藤 一郎	東京建設株式会社	平成20年1月23日
15	佐藤 一郎	東京建設株式会社	平成20年1月23日
16	佐藤 一郎	東京建設株式会社	平成20年1月23日
17	佐藤 一郎	東京建設株式会社	平成20年1月23日
18	佐藤 一郎	東京建設株式会社	平成20年1月23日
19	佐藤 一郎	東京建設株式会社	平成20年1月23日
20	佐藤 一郎	東京建設株式会社	平成20年1月23日

項目	内容
勤務先	株式会社EFG建設
主だった工事実績	〇〇マンション新築工事 職長 平成18年度 〇〇ビル新築工事 職長 〇〇工場増設工事 職長
実務経験年数	30年 内職長経験年数 12年
実務経験を有する建設業の種類	鉄筋工事
保有資格・講習等	手動ガス圧接技能資格3種/圧接継手管理技士
各種表彰	第〇回全国ガス圧接技能大会3位/優秀施工者国土交通大臣顕彰
自己PR	平成20年より登録圧接基幹技能者 登録講習の技術講師

(5)「建設技能者の人材確保・育成に関する提言

(社団法人日本建設業団体連合会／平成 21 年 4 月)」より

第2章 提言

1. 労働の賃金等に関する提言

(1) 賃金

【提 言】1 建設技能者の賃金改善につながる環境の整備

1-1. 優良技能者の賃金向上

- ①建設技能者の賃金は製造業と比較して低く、若年建設技能者の入職・定着率の低い第一の原因となっており、賃金向上を図るべきである。
- ②しかしながら、建設技能者の賃金向上は多くの克服すべき課題があり、その解決は一朝一夕には困難である。
- ③そこで具体的な施策の第一歩として、若年建設技能者が努力すれば、それなりの処遇を受けられるという将来の目標を設定する必要がある。
- ④まず第一に、若年建設技能者の身近な上司であり、建設現場において一定の責任を与えられる職長を対象に賃金の向上を目指す。職長のなかでも、基幹技能者の資格を有する者を対象にして、元請が特に優秀と認めた者を選定し、優良技能者と認定する。
- ⑤優良技能者の年収として、「標準目標年収」を設定する。
「標準目標年収」は、
 - ・職長のうち、下請社員の平均年収は約550 万円であること、
 - ・一般的な家計の形成(40 歳代)に必要な世帯主年収は約570 万円であることから、600 万円以上と設定する。
- ⑥元請・下請が協力して、「標準目標年収」の実現を目指す。

(6) 報道資料等

① UR 都市機構

UR都市機構が総合評価方式による工事の発注で「基幹技能者の配置」を評価する取り組みを始めた

UR都市機構が総合評価方式による工事の発注で「基幹技能者の配置」を評価する取り組みを始めた

UR都市機構が総合評価方式による工事の発注で「基幹技能者の配置」を評価する取り組みを始めた

URが試行 総合評価方式の工事発注 「基幹技能者配置」に加点

UR都市機構が総合評価方式による工事の発注で「基幹技能者の配置」を評価する取り組みを始めた

UR都市機構が総合評価方式による工事の発注で「基幹技能者の配置」を評価する取り組みを始めた

UR都市機構が総合評価方式による工事の発注で「基幹技能者の配置」を評価する取り組みを始めた

<建通新聞 2009 年 12 月 17 日>

基幹技能者評価を試行

総合評価落札方式

標準I型で来年度から 専門工事審査型など配点も変更

近畿整備局

近畿地方整備局は、総合評価落札方式で、基幹技能者の評価を標準I型で試行する方針を固めた。掲揚の最良確保向上に向けた取り組みとして、基幹技能者の活用や基幹技能者を確保・育成する企業が評価される環境整備を進めるために行う。最大2点を加算する方向で検討しており、落札者があらかじめ配点を求める工種を指定する方法と、競争参加者が配点する工種を任意で選択する方法で考えられている。年度内に試行案を固め、来年度から試行を開始する。また、「専門工事審査型」「地元企業活用審査型」の総合評価落札方式の配点変更も実施。企業の施工能力等(10点)より配点割合が高い現状を是正することにした。

基幹技能者は、掲揚期 09年9月30日現在で全国工における十分な経験を有し、上級の職能として技術者およびほかの職能との調整能力、一般の技能者に対する施工管理・指導能力に優れ、建設生産現場において必要となる技能者。7年から専門工事審査型の資格制度として基幹技能者制度の整備が開始され、08年4月1日の建設業法施行規則改正により、大臣登録を受けた機関(23機関、30団体)が実施する登録基幹技能者評価の修了者が認定されることになった。

近畿整備局では、品質とコスト、安全面での高い施工を確保するためには、現場施工に必要とする技能労働者の確保が重要との認識から、基幹技能者の確保・育成活動を進めさせるために、総合評価方式の評価項目正に、大臣登録を受けた機関(23機関、30団体)が実施する登録基幹技能者評価の修了者が認定されることになった。

基幹技能者の総合評価方式での評価は中部整備局で実施されており、評価方法は異なるが直轄では全国で2項目となる。また、08年度から総合評価方式で試行している専門工事審査型と地元企業活用審査型の加算点の見直しも実施。それぞれ30点、20点で試行を開始したが、16点を配点している企業の施工能力等よりも配点割合が高いため、是正することにした。

専門工事審査型は、専門工事に関する「施工計画」「費用(見積書)」「過去10年間の関係工事」「過去10年間の関係工事」に各10点の最大30点を加算していたが、それがそれぞれ8点、3点、4点の合計15点に減らされた。地元企業活用審査型は、下請比率の合計が入札金額に対して20%以上5%未満に1点、25%以上40%未満に2点、40%以上50%未満に3点を配点する。さらに、1次下請の工事成績に最大10点の最大合計20点を加算していたが、それぞれ5点の合計10点とする。評価項目も変更し、地元企業の下請比率については、入札金額の10%以上5%未満に1点、25%以上40%未満に2点、40%以上50%未満に3点を配点する。また、1次下請の工事成績に最大10点の最大合計20点を加算していたが、それぞれ5点の合計10点とする。評価項目も変更し、地元企業の下請比率については、入札金額の10%以上5%未満に1点、25%以上40%未満に2点、40%以上50%未満に3点を配点する。

基幹技能者の評価試験を了承した総合評価落札方式の試行は、08年度から開始した専門工事審査型と地元企業活用審査型と総合評価方式の評価制度を承認。来年度から新たに実施する基幹技能者の評価について試行することになった。

大田有三京師大学理事・副学長の08年度第3回委員会開いた日野、本年度の予定工事と予算業務の配点項目と配点などについて詳談した。午後4時から開かれた委員会では、上級副近畿整備局長があいさつした。また、本年度10月末までの総合評価方式による実施結果、本年度の落札工事の評価項目と配点について報告した。報告では、08年度から開始した専門工事審査型と地元企業活用審査型と総合評価方式の評価制度を承認。来年度から新たに実施する基幹技能者の評価について試行することになった。

1月5日 火曜日


 20多の価値ある記事を本紙に収録
 建設ニュース/新築設備/入札状況

www.kentsu.co.jp/

建通新聞

大阪

日刊(土、日、祝日休刊) 1989年(平成元年)6月29日第三種郵便物認可

基幹
技能者

総合評価で加点

近畿地整 10年度から標準I型試行

国土交通省近畿地方整備局は、2010年度から総合評価方式で基幹技能者を評価する。企業等の施工能力等(最大16点)の評価項目に「現場従事技能者の能力」を追加。配点は登録基幹技能者1点、基幹技能者0.5点とし、最大2点を加点。本局発注の標準I型(WTO除く)で試行していく。

現場の品質確保や、基幹技能者を育成する企業が評価される環境整備に向け、総合評価方式で基幹技能者を評価。「工種」1人でも配置すれば加点。複数配置で最大2点が加算されるが、同一工種で複数人配置の場合は1人のみ高位を評価する。下請け企業(専門工事業者)と直接的かつ恒常的な雇用関係であることが条件となる。

評価の考え方として、「発注者があらかじめ配属を求める工種を固定し、対象基幹技能者を

主な基幹技能者資格と大阪府の資格者数
(土木工事)

対象基幹技能者	大阪府	全国
登録基幹技能者	64	331
基幹技能者	4	74
登録基幹技能者	87	674
基幹技能者	18	120
登録基幹技能者	13	650
基幹技能者	10	100
登録基幹技能者	62	1000
基幹技能者	13	332
登録基幹技能者	41	246
基幹技能者	7	50
登録基幹技能者	22	440
基幹技能者	180	300
登録基幹技能者	70	690
基幹技能者	65	1000
登録基幹技能者	72	275
基幹技能者	55	241
登録基幹技能者	26	105
基幹技能者	41	209
登録基幹技能者	15	100
基幹技能者	1	10

※09年6月末現在

明示」するか、「競争参加者が配置する工種を任意で選択」するのかは現在検討中。技術提

案書には、資格名称、基幹技能者の氏名・認定番号・認定証の写し、所属企業名のほか、基幹技能者を配置する作業内容、施工範囲、期間を記載する。

基幹技能者は、現場施工に十分な経験があり、技術者その他の職長との調整能力や、一般技能者に対する施工管理・指導能力に優れた技能者。1997年から民間(専門工事業団体)の資格制度として整備を開始し、2009年9月末現在で制度運用団体は21職種28団体、有資格者は1万9,337人。

経営事項審査で加点対象となる登録基幹技能者は、全国で1万5,086人。大臣登録を受けた23職種30団体が「登録基幹技能者講習」を実施している。

基幹技能者の活用は、既に中部地方整備局が総合評価方式で評価対象としているほか、滋賀県が09年度から本格的に導入した。

(7)関連資料

○福井県中小企業振興条例

平成二十一年三月二十四日

福井県条例第二十三号

福井県中小企業振興条例を公布する。

福井県中小企業振興条例

福井県の中小企業は、今日まで生産、流通等本県経済の原動力として、経済活動全般にわたって長年重要な役割を果たしてきた。

しかし、近年のグローバル経済の拡大およびそれに伴う競争の激化、人口減少社会の到来による需要の縮小、円および原油原材料価格の乱高下による急激な為替およびコストの変化、世界的な金融不安等により、本県の中小企業は現在極めて厳しい経営環境に置かれている。

このような状況の中、活力と希望のある福井県を築くためには中小企業の自助努力はもとより、中小企業を社会全体で育て、支援していくことが重要である。

ここに、中小企業の振興を県政の重要課題と位置付け、この条例を制定する。

(目的)

第一条 この条例は、中小企業が本県経済において担う役割の重要性にかんがみ、中小企業の振興に関し、基本理念を定めるとともに、県の責務、基本方針等を明らかにすることにより、中小企業の振興に関する施策(以下「中小企業振興施策」という。)を総合的に推進し、もって本県経済の活性化および県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(定義)

第二条 この条例において「中小企業者」とは、中小企業基本法(昭和三十八年法律第百五十四号)

第二条第一項に規定する中小企業者で、県内に事務所または事業所を有するものをいう。

2 この条例において「中小企業団体」とは、商工会、商工会議所その他中小企業に関する団体をいう。

3 この条例において「国その他の関係機関」とは、官公需についての中小企業者の受注の確保に関する法律(昭和三十九年法律第九十七号)第二条第二項に規定する国等をいう。

4 この条例において「県民等」とは、県民および県内において事業活動を行う者をいう。

5 この条例において「中小企業者が供給する製品等」とは、中小企業者が供給する物品および役務ならびに行う工事をいう。

(基本理念)

第三条 中小企業の振興は、中小企業者の創意工夫および自主的な努力を促進することを基本として行われなければならない。

2 中小企業の振興は、中小企業者の経営の安定および向上が、雇用の機会の確保および需要の創出その他の県民生活および県内経済の向上に寄与することについて、県、中小企業団体および県民等が理解を深めるとともに、それぞれの立場から中小企業の振興に努め、中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図ることを旨として、行われなければならない。

3 中小企業の振興は、公正かつ自由な競争を阻害し、または制限するものであってはならない。

4 中小企業の振興は、産業構造、企業規模その他の本県の特性に十分配慮して行われなければならない。

(県の責務)

第四条 県は、前条に定める基本理念にのっとり、中小企業振興施策を総合的に策定し、および実施するものとする。

2 県は、中小企業振興施策を策定し、および実施するに当たっては、市町、中小企業団体、大学および金融機関と連携して取り組むものとする。

3 県は、国その他の関係機関と協力して効果的な中小企業振興施策の推進を図るとともに、必要に応じて、国その他の関係機関に対し中小企業振興施策の充実および改善を要請するものとする。

4 県は、物品および役務の調達ならびに工事の発注等に当たっては、予算の適正な執行に留意しつつ、中小企業者の受注機会の増大に努めるものとする。

(中小企業者の努力)

第五条 中小企業者は、事業の成長発展を図るため、自主的にその経営の向上および改善を図るよう努めるとともに、中小企業者の社会的責任に配慮し、その活動および中小企業者が供給する製品等が常に安全で安心なものとなるよう努めるものとする。

2 中小企業者は、雇用を通じて地域の振興に資するため、雇用環境の整備に努めるとともに、地域住民と連携して地域社会の発展に努めるものとする。

(県民等の理解と協力)

第六条 県民等は、社会全体で中小企業者を支援するため、この条例の趣旨について理解を深め、中小企業者が供給する製品等に対する需要の増進を図るなど、県が実施する中小企業振興施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第七条 県は、第一条に掲げる目的を達成するため、次に掲げる基本方針に基づき、中小企業振興施策を講ずるものとする。

一 中小企業者の製品開発および販路開拓の支援

二 中小企業者の創業および新たな事業の創出等の促進

三 中小企業者の経営革新の促進および経営基盤の強化

四 中小企業者に対する資金供給の円滑化

五 中小企業者の受注機会の増大

六 中小企業者の知的財産等の活用の促進および産学官との連携

七 国その他の関係機関が認めた技能者等の高度な技術を有する人材の活用による品質の確保

八 中小企業者の事業活動を担う人材の育成および確保

九 中小企業者および中小企業者が供給する製品等に関する情報の提供

十 中小企業者における子育てに適した職場環境の整備促進

(財政上の措置)

第八条 県は、中小企業振興施策を実施するために必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(年次報告)

第九条 知事は、毎年、議会に、中小企業の振興について取り組む事項およびその実施状況を報

告しなければならない。

(その他)

第十条 知事は、この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項について規則を定めなければならない。

附 則

この条例は、平成二十一年四月一日から施行する。